

2021（令和3）年度 自治体政策・制度予算要請に対する回答

〔(★)は重点項目〕

1. 雇用・労働・ワーク・ライフ・バランス施策

(1) 就労支援施策の強化について

＜補強＞

① 「大阪就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム」の取り組み強化について

「大阪就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム」で示された就職氷河期世代への支援策については、市が行う福祉サービスと連携し、就職氷河期世代の実態やニーズに沿った支援となるよう取り組みを充実させること。

【回答】産業振興課

門真市地域就労支援センターにおいて、就職氷河期世代に対する相談支援を実施しており、必要に応じた生活困窮者自立支援制度等へのつなぎ等、福祉サービスとの連携に努めてまいります。

また「大阪就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム」が実施する就職面接会や各種セミナー等については、同プラットフォームの構成員である大阪府や大阪労働局と連携し、情報発信や個別誘導の実施等を検討してまいります。

＜新規＞

② 地域での就労支援事業強化について

「地域就労支援事業」に基づき、コロナ禍における労働環境の悪化に対して、雇用創出・確保に向けた取り組みを強化すること。併せて、地域で運営されている「地域労働ネットワーク」の活動を活性化させ、雇用の維持や働き方改革の推進等に努めること。

【回答】産業振興課

「地域就労支援事業」については、門真市地域就労支援センターにおいて就労に関する相談支援を実施するとともに、令和2年9月から市の独自事業として、コロナの影響で解雇等された門真市民を雇用した中小企業に対し20万円の奨励金を交付する「門真市新型コロナウイルス・緊急正規雇用奨励金事業」を創設するなど、地域の雇用創出・確保に努めております。

また「地域労働ネットワーク」の活動については、北河内地域労働ネットワークが実施する雇用・労働啓発セミナー等の周知に努めてまいります。

＜継続＞

③ 障がい者雇用の強化について

大阪で民間企業に雇用されている障がい者数は16年連続で増加し、実雇用率も前年を上回っているが、法定雇用率達成企業の割合は43.1%と半数以下にとどまっている。加えて、新型コロナウイルス感染症の影響による障がい者の解雇が増加、新規求人数も減り、雇用環境が悪化する恐れもある。さらに今後、法定雇用率が0.1%引き上げられる予定もあることから、9月に改正されるハートフル条例に基づいた施策を図り、障がい者雇用のより一層促進すること。

## 【回答】人事課、障がい福祉課

大阪府において、障がい者の雇用の促進と職業の安定を図る目的で制定された「ハートフル条例」については、本市では市民に対し、「ハートフル条例」に関するパンフレット等を窓口にて配架し、情報提供及び周知に努めております。また、本市の職員の障がい者の雇用率については、令和2年6月1日現在の障がい者の雇用率は2.72%であり、法定雇用率の2.5%を達成している状況にあり、令和3年4月より前に0.1%の引き上げが行われることを考慮しても法定雇用率は達成している状況にあります。

今後におきましても、障がいのある人が生き生きと働き、生活していくことができるよう、市民や企業などに障がい者雇用に対する理解を深めるため、ハローワーク、障がい者就業・生活支援センター等と連携した啓発活動に努めるとともに、ハートフル条例の更なる周知を図り、障がい者の雇用の一層の促進に努めてまいります。

## (2)男女共同参画社会の形成（推進）に向けて（★）

<補強>

### ①女性活躍推進について

女性活躍推進法に基づく推進計画の「取り組み成果」と「今後の課題」を市民に分かりやすい資料等で公表し、市の特徴等についても公開すること。また、新たなプランの策定には、「ジェンダー平等」をめざす市の姿勢を鮮明にアピールし、固定的性別役割分担意識の根絶につながる具体的施策を盛り込むこと。

## 【回答】人権市民相談課

門真市男女共同参画審議会を毎年開催し、本市の女性活躍推進事業の取り組みについての審議会の意見を集約し、「第2次かどま男女共同参画プラン」の推進状況の適正管理に努め、推進状況等評価シートと審議会意見を市ホームページにて公開しています。

また、第2次かどま男女共同参画プランにおいて、人が性別により差別されることなく、個人として尊重され、また、男女が互いに認め合いながら、一人ひとりが個性と能力を十分に発揮でき、いきいきと人が輝く活力ある社会を目指しており、今後も固定的な性別役割分担意識について、市民一人ひとりが理解を深められるように、様々な機会を通じて啓発を進めてまいります。

<新規>

### ②女性活躍推進法の改正について

「女性活躍推進法」の趣旨があらゆる働く現場で認知されるよう労働基準監督署と連携し、市内事業者に対する働きかけを行い、2022年の「一般事業主行動計画」策定対象事業者の拡大に向けた周知活動を積極的に行うこと。

## 【回答】人権市民相談課、産業振興課

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画については、市ホームページにて策定を勧奨しており、女性活躍推進法や行動計画の例、行動計画策定届の様式、策定届の記載例を掲載している厚生労働省及び大阪労働局ホームページについても紹介するなど、周知及び策定支援に努めております。

また、令和元年度より、市内事業者を対象とした「女性活躍推進セミナー」を開催しており、その中で「女性活躍推進法の概要」や「一般事業主行動計画の策定ポイント」などをテーマとし、同法の周知を図っております。

今後につきましても、令和4年の策定対象事業者の拡大等も含め、本セミナーやメー

ルマガジン等を活用し、事業者に対し周知してまいります。

### (3) 労働法制の周知・徹底と法令遵守・労働相談機能の強化について

<継続>

#### ① 「同一労働同一賃金」と「パワハラ防止義務」の周知・徹底について

「働き方改革関連法」に関連して、2021年4月より中小企業にも「同一労働同一賃金」が適用され、「改正労働施策総合推進法」（パワハラ防止法）施行により、大企業は2020年6月から、中小企業においては努力義務期間をもうけたうえで2022年4月から具体的な防止措置が企業に義務化される。企業（特に中小企業）への周知はさることながら、労働者への周知徹底を強化すること。また、相談機能については労働者のニーズに応じた迅速な対応が重要であることから、SNSやAIを活用した24時間対応可能なシステム等を検討すること。

#### 【回答】産業振興課

働き方改革関連法につきましては、大阪府労働センターによる「働き方改革推進オンラインセミナー」及び同センターが開設予定である弁護士や社労士が対応する「労働相談」について、市広報2月号に掲載し広く周知を行う予定であり、引き続きチラシやパンフレット等の配架も含めた周知に努めてまいります。

また、AIを活用した24時間対応可能なシステム等については、今後調査研究してまいります。

<補強>

#### ② 外国人労働者が安心して働くための環境整備について

外国人技能実習生や特定技能外国人の受け入れ企業に対して労働法令等を順守させるとともに、外国人労働者が集団的労使関係のもとで労働条件について使用者と対等の交渉ができるよう、支援を強化すること。また、外国人向けの相談体制については多言語に対応する等、自治体としての相談機能を充実させること。

#### 【回答】産業振興課、人権市民相談課

外国人技能実習生や特定技能外国人の受け入れ企業に対しては、関係法令の遵守がなされるよう、制度概要やセミナー等に関するチラシの配架やメールマガジンでの情報提供を検討してまいります。

また、在住外国人の方からの相談については、他の市民の方々と同様、内容に応じて各相談窓口にて日本語で対応しておりますが、通訳が必要な場合は、英語・中国語等に対応できる職員が部局を超えて連携、協力して対応する場合もあり、その他に府が実施しているトリオフォンを活用するなど事案に応じた相談体制を整えております。

<継続>

#### (4) 地方創生交付金事業を活用した就労支援について

外国人労働者の活躍推進に向けた就労・生活支援に「地方創生推進交付金」を活用する等、外国人集住都市等における先進的・優良な取り組み事例を参考にし、安心して働くことができる環境整備に取り組むこと。

#### 【回答】産業振興課

外国人労働者の活躍推進施策については、先進自治体の事例等を踏まえ調査研究を進めてまいります。

< 継続 >

#### (5) 産業政策と一体となった基幹人材の育成と確保について

大阪経済を支える製造・運輸・建設分野の人材を確保していくためには、技能習得の支援とその仕事の魅力（将来性とやりがい、安全等）の発信・伝達が入り口となる。引き続き、人材育成・確保に向けた施策を強化すること。

##### 【回答】産業振興課

平成24年より、市内の優れた製品・技術を有する企業を「カドマイスター」として認定、情報発信を実施してきており、認定企業の魅力と合わせ「ものづくりのまち」としての本市イメージの向上に努めているところです。

また、市内ものづくり企業・本市を中心とした産官によるネットワークである「門真市ものづくり企業ネットワーク」においては、学生をターゲットとした合同企業説明会や学校訪問による企業PR、人材確保・育成に向けた勉強会などの取組を定期的実施しております。

今後におきましてもこれらの取組を通じ、次代を担う人材の確保・育成に向けた施策を進めてまいります。

< 継続 >

#### (6) 治療と職業生活の両立に向けて

現在進められている「第3期大阪府がん対策推進計画」（2018～2023年）が促進されるよう、自治体の自主的かつ主体的ながん対策の進捗状況や課題点を検証し、全ての働く世代のがん患者の就労支援を推進すること。

##### 【回答】産業振興課、健康増進課

【健康増進課】本市におきましては、がん検診の受診率が低迷している現状を踏まえ、新たに乳がん・子宮頸がん検診の対象となる方に無料クーポン券を送付するとともに、胃・大腸・肺・乳・子宮の各がん検診において大阪府が設定する重点受診勧奨対象者に対し、個別受診勧奨通知を送付しております。

個別受診勧奨通知送付の際には、がん患者の就労支援として大阪府がん診療連携拠点病院に設置の「がん相談支援センター」や大阪府の「おおさか がん ポータルサイト」の活用について情報提供を行っております。

【産業振興課】また、事業者向けには「仕事と治療の両立支援」、労働者向けには「がん相談支援センター」のチラシ・パンフレットをそれぞれ配架し、周知を実施しております。

## 2. 経済・産業・中小企業施策

### (1) 中小企業・地場産業の支援について

< 継続 >

#### ①ものづくり産業の育成強化について

ものづくり企業の従業員やOB人材の経験を活かし、インストラクターを養成するためのスクールを開設する等、ものづくり産業の維持・強化に努めること。

##### 【回答】産業振興課

平成24年10月より、市内中小企業の抱える悩みや相談を気軽に受け、課題解決に向けて総合的支援を行う「門真市中小企業サポートセンター」を設置しています。同セ

ンターには販売・技術・管理など実務経験豊富な電機メーカーや商社等のOB等を相談員として配置し、企業訪問を中心に現場状況を把握しながら製造業を中心とした市内中小企業の抱える課題に対して相談対応や助言を行うほか、各種制度の活用について支援しています。

今後におきましてもこれらの取組みを通じ、OB人材を活用したものづくり企業の発展に向けた施策を進めてまいります。

<継続>

#### ②若者の技能五輪への挑戦支援について

中小企業で働く若者が積極的に技能五輪全国大会・技能五輪国際大会に挑戦できるよう、支援体制を拡充すること。合わせて、職業能力開発施策に関する情報提供や、事業主に対する助成制度の情報発信と周知徹底を行うこと。

##### 【回答】産業振興課

平成25年より、広く社会一般に技能尊重の気風を浸透させ、もって技能者の地位及び技能水準の工場を図ることを目的とする、大阪府の優秀技能者表彰「なにわの名工」に対し、市内で活躍する技能者を毎年推薦し、受賞につなげています。

技能五輪の全国大会・国際大会を含めた職業能力開発施策や助成制度の周知につきましては、門真市中小企業サポートセンターによる周知や候補者の発掘等を検討してまいります。

<継続>

#### ③中小・地場企業への融資制度の拡充について

中小企業・地場産業の事業運営を資金面から支えるための融資・補助制度をわかりやすく情報発信すること。また融資の際には、対象企業の将来性・発展性を重視し、利用者の視点で迅速かつ効果的な制度融資を実施するとともに、コロナ禍においては返済猶予を設けること。

##### 【回答】産業振興課

中小企業が活用可能な融資・補助制度については、市ホームページにおいて情報発信を行っています。

また、市独自の融資制度は設けておりませんが、セーフティネット保証にかかる市の認定については、市ホームページにおいてわかりやすく周知するとともに、迅速に認定書を発行するなどスムーズな融資に資するよう努めております。

<継続>

#### ④非常時における事業継続計画（BCP）について

新型コロナウイルス感染症を始めとする感染症を含む災害時における事業継続計画（BCP）の策定は、普及率の低い中小企業にとっては喫緊の課題である。全国初となる経済産業省（近畿経済産業局）との連携協定により「BCP策定大阪府スタイル」が全国モデルとなるよう市としても積極的な啓発活動に取り組むとともに、市のBCP策定率や災害対応力について効果検証し、公表すること。

##### 【回答】危機管理課、産業振興課

大阪府が作成した「超簡易版BCP「これだけは！」シート」をメール配信するなど、BCPの重要性や策定に向けた啓発を実施しています。また中小企業サポートセンターに

よる事業者の計画策定支援も実施しております。

今後につきましても「BCP 策定大阪府スタイル」を含めた周知・啓発を実施し、市内におけるBCP策定事業者の増加に努めてまいります。

<継続>

### (2) 下請取引適正化の推進について (★)

サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正な分配の実現に向けて、「働き方」も含めた取引の適正化や下請法等関係法令の強化とその遵守の徹底、また、「大企業・親事業者の働き方改革に伴う下請等中小事業者への『しわ寄せ』防止のための総合対策」(しわ寄せ防止総合対策)に基づき、働き方改革に関連する下請法違反等の行為について、関係機関と連携した指導・監視の強化を徹底して行うこと。

#### 【回答】産業振興課

今年度、市内事業者を対象とした「下請法セミナー～下請法を理解し適正な取引を獲得する～」を大阪産業局との連携により、オンラインで開催いたしました。本セミナーは「代金遅延防止法の違反事例」や「その対応の解説」をテーマとし、下請け事業者、発注側の事業者に同法の浸透、並びに下請取引の適正化を図るもので、中小企業経営者をはじめ大企業の購買担当者等が参加しました。

また、下請中小企業者等より違反事例の相談があった場合、適切な関係機関への誘導に努めてまいります。

<補強>

### (3) 総合評価入札制度の早期導入と公契約条例の制定について (★)

公契約において、労働条件や公正労働基準の確保、環境や福祉、男女平等参画、安全衛生など社会的価値やコンプライアンス遵守なども併せて評価する総合評価方式の導入を促進すること。併せて、公契約のもとで働くすべての人の雇用・労働条件を守り、住民がより良い公共サービスを受けられるよう、地域の活性化に有効である公契約条例を制定し、公契約の適正化を推進すること。

#### 【回答】総務課

本市における総合評価入札制度につきましては、一部の委託業務に導入し、案件ごとに検討組織を設置し、就労困難者の自立支援、環境社会への貢献等を評価項目に盛り込むなどの行政福祉化推進の視点に立った取り組みを進めております。また、入札参加資格審査申請時に障がい者の就労困難者の雇用状況を調査項目に設定しており、この情報を業務委託の入札参加業者の参考資料として活用しております。今後におきましても、さらに他業種への拡大や各制度の充実を図れるよう努めてまいります。

公契約条例につきましては、低価格競争入札による賃金の低下が指摘されるなか、最低賃金法で定める最低額以上の賃金を確保し、業務の質を確保するとともに過度な低価格競争入札を防止することがねらいであると理解しております。本市におきましても委託業務の労務単価の積算については、各部署に法を遵守するよう指導しており、併せて委託業者に対しても、関係法令の遵守などにつきましても指導しております。

なお、労働基準法や最低賃金法等での確保が図られており、労働者の賃金改善は、まず、国が法的整備を行うべきものであり、また、公共工事の労働条件につきましては、労使間で決定されることとなっており、公契約に関する法律の整備等、国等の動向を引き続き注視し、対応してまいります。

<新規>

#### (4)「中小企業振興基本条例」の早期制定について

大阪の経済活性化の担い手として重要な役割を果たす中小企業等の振興をめざす「**中小企業振興基本条例**」を早期に制定すること。

##### 【回答】産業振興課

「中小企業サポートセンター」の設置をはじめ、商業振興対策補助金やものづくり企業立地促進奨励金制度の活用、先端設備等導入計画の策定、女性雇用環境整備事業の実施など、中小企業・小規模事業者が持続的に発展するために各種の産業振興施策に取り組んでいるところであります。条例制定につきましては、現在予定しておりません。

### 3. 福祉・医療・子育て支援施策

<継続>

#### (1) 地域包括ケアの推進について (★)

住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう**地域包括ケア**の推進に向け、質・料ともに十分な介護サービスの提供体制を整備すること。また、地域包括ケアの整備推進に対し、利用者、医療保険者、被保険者の声が反映できる仕組みと、高齢者の増加、高齢者一人世帯の増加等の視点を盛り込み構築すること。加えて、市民にも地域包括ケアに関する情報を積極的に周知すること。

##### 【回答】高齢福祉課

地域包括ケアシステムの推進につきましては、介護保険事業を実施しているくすのき広域連合と連携し、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けられるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される体制整備に努めてまいります。

また、市民の方々に「健康とくらしの調査」等のアンケート調査を実施しており、様々な意見が反映されるような仕組みづくりを行っているとともに、市民に向けて必要な情報を、本市及びくすのき広域連合の広報やホームページをはじめ、パンフレット・ポスター等を活用し、引き続き広く周知してまいります。

<継続>

#### (2) 予防医療及び健康づくりのさらなる推進について

市民の特定健診や、乳がん検診、子宮頸がん検診等の受診率向上と早期発見のためにも、若年世代から毎年受診できるよう制度を改定すること。さらに、大阪府が実践的に取り組んでいる「**健活10**」や「**大阪版健康マイレージ事業“おおさか健活マイレージアスマイル”**」等を市民により広くPRする取り組みを行うと。また、市民が健康に関する情報等を気軽に入手できるよう、SNSを活用することや、保健医療関係団体や経済団体、労働団体等とも連携したキャンペーン等の具体的な取り組みを行うこと。

##### 【回答】健康増進課、健康保険課

特定健診や乳がん検診、子宮頸がん検診等につきましては、対象者の年齢や受診間隔等、国が定めた指針等を遵守して実施しております。また、「おおさか健活マイレージアスマイル」について、大阪府との連携のもと、特定健診や各種がん検診の受診率向上等も視野に入れ、公共施設等へのポスター掲示や特定健診だよりへ掲載し、各種保健事業実施時などさまざまな機会を活用し、チラシ配布による周知啓発等を行い、積極的な

PRに努めております。

SNSの活用につきましては、「アスマイル」のアプリから市民が気軽に情報を得られるよう、健康に関する講座等の案内を掲載しておりましたが、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、事業の中止・延期により現在は差し控えております。掲載の再開につきましては、今後の感染状況を注視しつつ検討してまいります。

今後につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染状況によりイベント等の開催が可能な場合は、歯科医師会と共催で実施する歯科健康展や、医師会主催のいきいき健康展など一般市民が参加するイベント等の機会も利用して、「健活10」等の周知啓発をはじめ、がんに関する正しい知識の普及啓発やがん検診の予約受付など、受診率向上に向けた取組を引き続き行ってまいります。

### (3) 医療提供体制の整備に向けて (★)

< 継続 >

#### ① 医療人材の勤務環境と処遇改善について

医療の安全確保のため、医療機関における労働環境の改善とワーク・ライフ・バランスや勤務間インターバルの確保等、医療現場で働く労働者の健康に対する配慮を強化すること。また、2024年度の医師の労働時間上限規制への整備と同時に、看護師の労働条件についても整備を進めること。加えて、緊急事態を想定した医療人材の確保と、処遇や勤務環境の改善、キャリアアップが可能な仕組みの確立、専門性の向上を図る研修機会の拡充等を積極的に実施すること。

#### 【回答】健康増進課

本市では、休日診療所を開設しておりますものの、医療人材の雇用はありませんので、回答いたしかねます。

< 継続 >

#### ② 医師の偏在解消に向けた取り組みについて

地域で安心して医療を受けられる提供体制を実現するため、地域や診療科ごとの医師の偏在を解消するための効果的な施策を実施すること。特に、救急科や産科、小児科等医師不足が懸念される診療科の医師の確保に取り組むこと。加えて、人口構造の変化に考慮した効果的な医療提供体制を構築するとともに、高度な医療機器については医療機関間の共同利用を促進すること。

#### 【回答】健康増進課

府は、地域の実情に応じて医療提供体制の確保を図るために大阪府医療計画を策定し、施策の推進に取り組む責務がありますことから、本市においては、府の主導のもと責任をもって当該計画が推進されるよう、引き続き府へ要望してまいります。

また、国に対しては、産科・小児科医をはじめとする地域医療を支える医師を確保するため、診療科間・地域間の医師偏在を解消し、また、産科医の確保等が困難な状況に鑑み、助産師の確保及び働く環境と待遇の改善を図るなど、地域の実情に応じた医療提供体制の構築等必要な対策を講じるよう、引き続き要望してまいります。



#### (4) 介護サービスの提供体制の充実に向けて (★)

< 継続 >

##### ① 介護労働者の処遇改善と職場定着に向けて

今後、多くの人材が必要とされる介護労働の重要性に鑑み、介護に関わる多くの機関と連携し、介護労働者の確保と定着、離職防止のために、処遇改善施策および潜在介護職員の復職支援研修や介護士をめざす人材への介護資格取得のための奨学金補助や住居費、介護実習費の支援を拡大すること。また、サービス提供責任者をはじめとする介護労働者に対する能力開発プログラムの拡充や定期的な受講を義務付けるとともに、事業所による受講促進にかかる取り組みを評価する等、キャリアアップの仕組みへの整備を支援すること。

##### 【回答】 高齢福祉課

本市では、大阪府が大阪府社会福祉協議会へ委託して行っている介護人材確保連絡協議会に参加し、大阪府社会福祉協議会、門真市社会福祉協議会及び介護老人福祉施設などと協働で、介護人材の確保に資する取り組みを進めております。

また、介護労働者の処遇改善やサービス提供責任者・介護労働者及び事業所がキャリアアップできる仕組みの整備に関しましては、府及びくすのき広域連合と連携し、適切に対応してまいります。

< 継続 >

##### ② 地域包括支援センターの充実と周知徹底について

地域包括支援センターが地域のニーズに則し、一定の水準を確保した実効性ある機能を発揮できるよう支援すること。また、労働者の介護離職を防ぐためにも、家族等が介護をしながら働き続けることをサポートする機能や役割を地域包括支援センターが持つことについて、地域住民に認識してもらえよう、周知・広報等に取り組むこと。

##### 【回答】 高齢福祉課

地域包括支援センターにおいては、介護ニーズが増加するなか、家族等が介護を抱え込むことの無いよう、365日、24時間体制で相談を受けつけるようにしております。

地域でのニーズが多様化する中、地域包括支援センターが担う役割を地域住民に広く認識してもらえよう、周知・広報等を図るとともに、くすのき広域連合と連携し、地域包括支援センター職員への研修会や適切な情報提供等による資質向上及び関係機関と連携した協力体制の強化に取り組んでまいります。

#### (5) 子ども・子育て施策の着実な実施に向けて (★)

< 継続 >

##### ① 待機児童の早期解消に向けて

保護者の意向や状況を把握するとともに、潜在的な待機児童の把握と事業所内保育、家庭的保育や小規模保育等の整備・充実をはかること。また、整備の際には保育が適正に行われるよう、認可保育施設との連携等を行うこと。

##### 【回答】 こども政策課

本市における待機児童については、これまで「門真市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、計画的に保育所等の整備を行ってきたことにより、令和2年4月1日時点及び令和2年10月1日時点では0人となっております。

今後についても、昨年度末に策定された「門真市第2期子ども・子育て支援事業計画」に基づき、利用ニーズに即した保育定員の確保及び質の高い教育・保育が受けられる環

境整備に努めてまいります。

また、認可保育施設との連携等については、令和2年9月に条例改正を行い、連携施設確保の促進に向けた要件の見直しを実施しており、引き続き施設との調整を行ってまいります。

<補強>

## ②保育士等の確保と処遇改善に向けて

子どもが心身ともに健やかに成長するために必要な保育や幼児教育の質の確保のため、保育士、幼稚園教諭、放課後児童支援員等の労働条件と職場環境の改善を行うこと。このことにより、定着率を上げる（離職率を下げる）ために、正規・常勤での雇用、給与水準の確保、適正な配置、研修機会の確保等を行うこと。また、民間の保育事業者と行政との意見交換の場を設置すること等、現場ニーズの把握や支援のあり方等について検討し、保育の質の向上につなげること。

【回答】保育幼稚園課、子育て支援課、

全国的に不足する幼稚園教諭、保育士、放課後児童支援員等の安定的な確保や雇用の定着につながる施策を検討するとともに、保育士等に係る各種研修の周知等により、さらなる教育・保育の質の向上を図ってまいります。

また、労働条件や職場環境を含めた諸課題については、保育施設等においては各園長会等を通じ、放課後児童クラブにおいては、市職員が巡回等を実施するなど、定期的に民間の保育事業者や委託事業者と現場ニーズや課題の把握・支援のあり方などの意見交換を行っており、今後も引き続き教育・保育の質の向上に努めてまいります。

<継続>

## ③地域子ども・子育て支援事業の充実にに向けて

保護者の負担軽減に資するよう、病児・病後児保育、延長保育、夜間保育、休日保育等、多様なサービスの拡充のための財政支援を行うこと。また、保護者の意向や状況の把握、多様な保育サービスが実施できる施設の拡大に伴う保育士、看護師の確保の支援を行うこと。

【回答】こども政策課、保育幼稚園課

本市におきましては、これまでの間、保護者のニーズを見極めつつ、病児・病後児保育、延長保育、休日保育などの充実に努めてきたところであります。

また、市役所窓口の子育て支援サービスに係る専門相談員を配置し、保護者の意向や状況把握に努めるとともに、全国的に不足する保育士等の確保や雇用の定着につながる施策の検討を進めてまいります。

今後におきましても、門真市第2期子ども・子育て支援事業計画の内容を踏まえ、引き続き子育てサービス全般の更なる充実に努めてまいります。

<継続>

## ④企業主導型保育施設の適切な運営支援について

企業主導型保育施設については、子どもの育ちと安全を保障するため、認定・指導・監査等市による関与を行うことが必要である。また、認可施設への移行を強力に進め、保育の質を確保するとともに、企業主導型保育事業における地域貢献の理念を徹底すること等について、現在策定されている計画に基づき、速やかに進めると同時に、事業者や保護者

の声を聞く等、新たな課題等が抽出できる仕組みを構築すること。

**【回答】こども政策課**

企業主導型保育施設については、国による指導監査に加え、認可外保育施設指導監査基準に基づき、市が年1回立入調査を実施し指導監督を行うことにより、保育の質を確保するとともに、児童の安全確保を図っております。

また、新たな課題等が抽出できる仕組みについては、各企業主導型保育施設の方針等を尊重しつつ、検討してまいります。

<継続>

**⑤子どもの貧困対策について**

「子どもの貧困」の解消に向け実施している「子どもの学習・生活支援事業」を活用し、子供の居場所づくりの観点からもNPOや民間団体が運営する「子ども食堂」への支援策を拡充すること。

**【回答】こども政策課**

「子ども食堂」への支援策については、引き続き実施日時等の市民周知を図るとともに、子ども食堂等に関する情報提供や、食材の提供を希望される企業等とのマッチング等の支援を実施し、継続的な運営に協力していきたいと考えております。

<補強>

**⑥子どもの虐待防止対策について**

児童虐待相談件数が増加していることから、府民に対する「児童虐待防止法」の周知や国民の通告義務、児童虐待防止を呼び掛ける「オレンジリボン運動」について、現在実施している啓発活動を拡大し、あらたな未然防止策を講じること。また、ネグレクト等の児童虐待を予防するため、子育て世代包括支援センターにおいて子どもと保護者への切れ目のないワンストップ型の支援を充実させるとともに、相談業務を担う職員の専門性を高める研修等を実施すること。加えて、虐待の早期発見を図るとともに、新型コロナウイルス感染拡大の影響により在宅時間が増えることによる虐待事案も見られることから、学校との連携を強化し、早期発見による未然防止に努めること。

**【回答】子育て支援課、健康増進課**

子どもの虐待防止対策として、児童虐待防止法が改正され「親権者等による体罰の禁止」が施行されたことに伴い、市広報誌において周知を図り、また、ホームページに通告義務について掲載する等、児童虐待に関する周知啓発を実施しております。例年、児童虐待防止推進月間には「オレンジリボン運動」として駅前等での街頭キャンペーンを実施するとともに、庁内窓口等への啓発グッズの配架やポスター掲示により、児童相談所全国共通ダイヤル「189（いちはやく）」及び市町村の通告窓口等の周知啓発に努めています。今後においてもあらゆる機会を捉え周知啓発に努めてまいります。

また、平成31年4月に開設した「子育て世代包括支援センターひよこテラス」では、保健師、助産師、保育士等の様々な専門職が連携し個別の相談に応じるとともに、子ども家庭総合支援拠点とも連携しながら必要な支援に繋げております。対応する専門職は、様々な案件に対応できる知識が必要となることから、大阪府等が実施するコーディネーター研修を受講し、また、市も児童虐待防止に関する研修等を実施するなど、専門性の向上を図っております。

今後においても、学校をはじめ関係機関との連携強化を図りながら、児童虐待の未然

防止、及び、早期発見・適切な支援に努めてまいります。

<新規>

#### ⑦小児科専門の救急病院の増設と診療時間の拡大について

大阪府域には小児科専門の救急病院が少なく、特に、休日・夜間の対応になるとその数はより少なくなる。休日・夜間急病診療所の増設や診療時間の延長など、子供の救急医療体制を整えること。

##### 【回答】健康増進課

本市におきましては、土曜日の夜間及び休日については小児科及び内科の休日診療所を開設しており、また、平日及び休日の夜間につきましては、北河内7市で小児科に特化した北河内夜間救急センターを共同運営しており、こどもの夜間の急病に対応すべく体制を整備しております。

引き続き、小児救急医療体制と地域医療の充実に努めてまいります。

## 4. 教育・人権・行財政改革施策

<継続>

### (1) 指導体制を強化した教育の確保と資質向上

少人数学級による子どもの学びの質を高めるために教員や支援員の確保と同時に教員の長時間労働を是正するための客観的な勤務時間管理を行い、「在校等時間の上限（月 45 時間、年 360 時間）を遵守すること。

##### 【回答】学校教育課

少人数学級につきましては、国の定数改善による 35 人学級が令和 3 年度より 5 年間かけて小学校 2 年生から 6 年生まで順次行われます。それに伴った教員の確保に向けて国・府に対し要望していくとともに、学校サポートスタッフをはじめとした様々な支援員の確保に向けて取り組んでまいります。また、在校等時間の上限遵守に向け、すでに導入しておりますタイムカードによる客観的な超過勤務時間の把握を行い、長時間労働の是正に向けて「働き方改革」の取組を進めてまいります。

<継続>

### (2) 奨学金制度の改善について (★)

2017 年度より給付型奨学金制度が新設されたが、対象者や支給金額が少ないこと等、今後も拡充しなければならない。引き続き、国に対して求めるとともに、市における奨学金返済支援制度を創設すること。併せて、地元企業に就職した場合の奨学金返済支援制度の導入も検討すること。また、コロナ禍において返済困難な労働者に対しては返済猶予措置について検討すること。

##### 【回答】産業振興課、学校教育課

【学校教育課】日本学生支援機構奨学金の無利子枠の拡大、返済困難者への救済策等の返還制度の改善や給付型奨学金制度を含む奨学金施策のさらなる充実につきましても、様々な機会を通じて国・府に要望してまいりたいと考えております。

【産業振興課】地元企業に就職した場合の奨学金返済支援や、コロナ禍において返済困難な労働者に対しての返済猶予措置につきましては、他市の事例を含め調査・研究に努めてまいります。

### (3) 人権侵害等に関する取り組み強化について

< 継続 >

#### ① 差別的言動の解消に向けて

大阪府ヘイトスピーチ解消推進条例が施行されているものの、ヘイトスピーチをはじめとする差別行為は無くなっていない。ヘイトスピーチをゼロにするための対策、周知活動を強化し取り組むこと。

#### 【回答】人権市民相談課

本市におきましては、市民の人権を守る立場の行政として、社会に重大な影響を及ぼす悪質かつ陰湿な行為に対しては、必要に応じて明確な見解を公に示すなど、毅然とした対応を行うことを基本姿勢としています。また、ヘイトスピーチ解消法及び大阪府ヘイトスピーチ解消推進条例について市ホームページに掲載しており、同条例のリーフレットを配架する等周知に努めております。

今後におきましても、法律や大阪府の条例を踏まえ、不当な差別的言動の解消につながるような取り組みを進めてまいります。

< 継続 >

#### ② 多様な価値観を認め合う社会の実現に向けて

LGBT等のセクシュアル・マイノリティに対する偏見、差別が根強くあるのは、SOGI（性的指向と性自認）に対する社会の理解が進んでいないことが原因である。「性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例」に基づき、人権問題として多様な価値観を認め合うことが必要であり、そうした理解を深めるために、行政・市民一体となって意識変革啓発活動に取り組むこと。また、「大阪府パートナーシップ宣誓証明制度」に続き、市においても条例設置を目指すこと。加えて、行政施設においては、多目的トイレ等、誰もが利用しやすい環境整備に取り組むこと。

#### 【回答】人権市民相談課、公共建築課

大阪府性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例の施行及び大阪府パートナーシップ宣誓証明制度が開始したことに伴い、市広報紙や市ホームページ等で周知に努め、また、「人権週間特集号」においても「性的マイノリティの人権」をテーマに取り上げ全戸配布しました。今後におきましても、多様な性のあり方に対する市民の理解を深め、偏見や差別がなくなるよう啓発に努めてまいります。

市独自で新たにパートナーシップ宣誓証明制度を実施することにつきましては、府の制度を利用できなくなるなど新たな課題が見えてきたことから、引き続き調査研究してまいりたいと考えております。

また、性的マイノリティの方々への人権的配慮に努めることに加え、性的マイノリティを特別視するのではなく、施設を利用される皆様の利便性が向上するような施設整備のあり方について、先進市の様々な取組等調査研究に努めてまいります。

< 継続 >

#### ③ 就職差別の撤廃・部落差別の解消に向けて

いまだ就職差別については根が深い問題であることから、公正採用選考人権啓発推進員のさらなる拡充により、企業への指導を強化するとともに、部落差別解消法について市民に広く周知はもとより、就職を控えた若年層への就業前教育等で徹底し、あらゆる差別撤廃に向けた施策を講じること。

## 【回答】人権市民相談課

府が就職差別撤廃月間と定めている6月には、市広報紙及び市ホームページにおいて周知・啓発を実施するとともに、部落差別解消法について市ホームページに掲載し周知啓発に努めております。

<新規>

### (4) 投票率向上に向けた環境整備について

投票者の利便性と投票率向上の観点から、頻繁に人の往来がある施設に投票所（期日前投票も含む）を設置すること。また、共通投票所の設置拡大ならびに期日前投票の投票時間の弾力的な設定に努めるとともに、施設側からの投票所設置に伴う公募を行うこと。加えて、投開票の簡素化・効率化、疑問票の削減、障がい者の投票参加の拡大などの観点から、投票方法を自書式から記号式に改め、不在者投票手続きについて郵送に代わるしくみを検討すること。

## 【回答】選挙管理委員会

投票における選挙人の利便を図り、併せて投票管理事務の合理化も踏まえて投票所（期日前投票所を含む。）を設置しており、共通投票所の設置、施設側からの投票所設置に伴う公募につきましては、費用対効果等の面から、実施は困難ではありますが、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、期日前投票所の投票時間の弾力的な設定につきましては、総務省通知を参考とし、時間延長等について検討しているところであります。

投票方法を自書式から記号式に改めることにつきましては、公職選挙法第46条の2に「地方公共団体の議員又は長の選挙の投票」についてのみ記号式投票ができると規定されており、国政選挙との整合が図れず、投票者に混乱を招く恐れがあること、投開票事務に支障をきたすことが課題であるため、慎重に対応する必要があると考えております。

不在者投票手続きにつきましては、公職選挙法第49条に規定されており、今後も引き続き、投票率向上に向けた環境整備につきまして、近隣市の動向を踏まえ、検討を進めてまいりたいと考えております。

<新規>

### (5) ふるさと納税の運用について

ふるさと納税の用途について、通常の歳出では予算の確保がされにくい教育予算や産業振興など、地域活性化に資するものに優先的に運用すること。

## 【回答】財政課、魅力発信課

ふるさと納税の用途については、要請の施策も含め、市の重点事業のうち国・府支出金等の特定財源収入が乏しいものを選定し、寄附者に提示したうえで、寄附者の意向に沿った形で寄附金を活用してまいります。

## 5. 環境・食料・消費者施策

<継続>

### (1) 食品ロス削減対策の効果的な推進に向けて（★）

食品ロス削減にむけて、市民に対し「食べ残しゼロ」を目的にした「3010運動」等効果的な啓発活動を実施するとともに、「食べきり」を促進することに併せ、食品ロスを無くす

ための「持ち帰り」を基本とする条例制定等、環境整備を進めること。

**【回答】環境政策課**

令和2年3月に策定した「門真市一般廃棄物処理基本計画」に食品ロスについての記載をし、食品ロスの削減に向け、かどまエコフェスティバル等の環境啓発イベントにおける食品ロスの発生抑制に関する啓発パネル展示や通常は廃棄してしまう野菜や果物の皮や種等の調理くずも食材とするエコクッキング講座の実施、市内全小学4年生に配布する環境学習教材に「大阪府食品ロス削減事例集」を引用した食品ロスの現状と課題について記載するなどの取組を実施しております。

食品ロスに関する条例制定等の環境整備につきましては、引き続き国等の動向を注視しつつ、取り組んでまいりたいと考えております。

<継続>

**(2) フードバンク活動の課題解決と普及促進について**

2019年5月に成立した「食品ロス削減推進法」に則り、フードバンクに対する具体的な支援を行っていくこと。また、コロナ渦におけるフードバンク活動団体が抱える課題を解決するための相談窓口や活動の関係者で構成する協議体の設置を検討すること。加えて、活動に対する社会的認知を高めるための啓発を強化すること。

**【回答】環境政策課**

本市のおきましても食品ロス削減を図る一つ的手段として、フードバンク活動を推奨しており、市内事業者配布している「門真市事業系ごみ分別ハンドブック」においてもリデュース行動の例示としてフードバンクの活用を掲載し、周知啓発に努めております。

今後におきましても、フードバンクの社会的認知が高まるよう啓発に取り組んでまいります。

<継続>

**(3) 消費者教育としての悪質クレーム（カスタマーハラスメント）対策について**

「サービス等を提供する側と受ける側がともに尊重される消費社会」の実現をめざし、一部の消費者による一般常識を超えた不当な要求や、異常な態様の要求行為等の悪質クレーム（カスタマーハラスメント）の抑止・撲滅を推進すること。具体的な取り組みとしては、市独自の判断基準の策定を行うとともに、消費者に倫理的な行動を促すための啓発活動や消費者教育を行うこと。

**【回答】産業振興課消費生活センター**

悪質なクレームなどの著しい迷惑行為、いわゆるカスタマーハラスメントにつきましては、大きなストレスを与えるもので、その負担軽減が重要であります。

カスタマーハラスメント防止のためには、社会全体や消費者の意識啓発が必要と考えております。そのため、消費生活センターといたしましては、自立した消費者を育成するため、出前講座や市民講座等で消費者教育の推進に取り組んでおります。

今後、カスタマーハラスメントに対し、状況に応じた必要な対応を行っていただけるよう、引き続き国等の動向を注視してまいります。

<補強>

#### (4) 特殊詐欺被害の未然防止の対策強化について

大阪府域では、高齢者等が狙われる特殊詐欺の被害が多発しており、未然防止対策の強化が求められる。特殊詐欺の新たな手口や形態を把握し、消費者に対する迅速な情報提供や注意喚起を効果的に行うこと。特に、新型コロナウイルス感染症拡大に乗じた特殊詐欺が発生しており、新たな手口への注意喚起を積極的に行うこと。また、特殊詐欺被害を防ぐための「自動通話録音機」の無償貸し出しや、詐欺対策機能の備わった電話機の購入補助等の対策を実施すること。また、アポ電などの特殊詐欺は、特徴として市外局番のまとまった地域で架電されることから、アポ電が発生した場合、警察や関係機関と連携し、より効果的な未然防止対策を図ること。

##### 【回答】産業振興課消費生活センター

キャッシュカードの確認や取り換えの必要があるなどの口実でキャッシュカードを騙し取る「預貯金詐欺」、口座が悪用されている、キャッシュカードを確認しに行くなどとして、うその手続きを説明したうえで、キャッシュカードをすり替え盗み取る手口「キャッシュカード盗」など、特殊詐欺の新たな手口の被害が発生しております。

新型コロナ感染症に便乗した悪質商法等が発生しており、引き続き、市ホームページや広報で周知、啓発を行ってまいります。

高齢者から資産状況を聞き出そうとする「アポ電」は、自宅の固定電話にかかってくるため、被害防止に有効な録音機能付きの特殊詐欺盗被害防止機器の無償貸与事業を継続してまいります。

また、市、弁護士、警察、福祉関係者等で組織する「門真市消費者安全確保地域協議会」では、情報共有及び啓発活動を実施し、引き続き高齢者等の特殊詐欺、悪質商法等の未然防止に向けた取り組みを進めてまいります。

## 6. 社会インフラ（住宅・交通・情報・防災）施策

<継続>

#### (1) 交通バリアフリーの整備促進

公共交通機関（鉄道駅・空港等）のバリアフリー化促進と安全対策の充実のため、駅のエレベーターやエスカレーターの設置が進められている。これら設備の維持管理・更新費用に対する財政支援措置を行うこと。特に、設置後の補修等の財政的補助について検討すること。

##### 【回答】地域整備課

駅のエレベーター、エスカレーターの設置については、バリアフリー法に基づき、必要と判断したバリアフリールートについては設備の設置に係る費用の一部を補助する制度は国の基準に準じて講じておりますが、これらの設備に係る維持管理及び更新費用の財政的補助についての制度はございません。バリアフリールートとして位置付けのある駅における施設の補修等の財政的補助については、先進事例等を参考に調査研究してまいります。

<継続>

#### (2) 安全対策の向上に向けて

鉄道駅の転落事故等を防止するためのホームドア・可動式ホーム柵の設置がさらに促進



されるよう、利用者 10 万人未満の駅に設置する費用に対する助成や税制減免措置等の財政措置の拡充・延長、設置後の補修について助成を行うこと。また、高齢者や障がい者の方への介助については交通事業者に委ねられているが、結果として事業者の人的負担も増加していることから、民間、地域の協力を得ながら「社会全体で交通弱者を含めた利用者の安全を確保し、支えていく仕組み」について検討すること。

**【回答】地域整備課**

鉄道駅のホームドア・可動式ホーム柵の設置に係る費用の一部を補助する制度は国の基準に準じて講じております。しかし、設置後の補修等について助成する制度はございません。また、交通弱者を社会全体で支えていく仕組みについては、交通バリアフリー施設の整備による人的負担を減らす調査研究をしております。

<新規>

**(3) キッズゾーンの設置に向けて**

保育中の子どもや保育士が巻き込まれる事故を防止するため、保育施設周辺の道路に「キッズゾーン」の設置を促進し、運転手に注意を呼び掛けるキャンペーン等を実施すること。

**【回答】保育幼稚園課**

保育中の子どもや保育士が巻き込まれる事故防止については、令和 3 年 1 月に本市が策定した「子供の移動経路における交通安全の確保に向けた効果的かつ効率的な取組の推進計画」に基づき、保育施設、道路管理者、警察とも連携のうえ、合同点検を実施し、危険個所の把握等に努めております。

今後におきましても、当該点検結果や保育施設の意見等を踏まえつつ、適切に対応してまいります。

<継続>

**(4) 防災・減災対策の充実・徹底について (★)**

市が作成しているハザードマップや防災マニュアル等を効果的に活用して、避難場所の把握や防災用品の準備等自助・共助の視点のもと、住民が具体的な災害対策に取り組むよう、積極的・継続的な啓発活動を実施するとともに、精度の高い情報収集に基づく伝達体制を構築すること。加えて、被害を低減させるための施設・装備を充実し、コロナ禍でも災害発生時に機能する医療体制を整備・強化すること。また、市が作成した「避難行動要支援者名簿」の更新や、発災時を想定した避難行動、地域住民や事業者とも連携した具体的な訓練等を行うこと。さらに、災害発生時における情報提供ツールのホームページについて、見やすくわかりやすい様に工夫を行うこと。加えて、コロナ禍における新たな防災計画を策定し、それぞれの状況に応じて感染拡大期・安定期・終息期に分けて具体的に示すこと。

**【回答】魅力発信課、危機管理課、健康増進課**

本市におきましては、地域の自主防災組織で開催される防災訓練や講話に対する支援を行っており、門真市防災マップ・門真市洪水ハザードマップを活用し、避難場所の把握や非常持ち出し品の準備、避難行動要支援者への支援等、自助・共助に関する啓発活動を行っております。

災害発生時の医療体制につきましては、保健所主導のもと、感染症予防対策も見据えた体制整備に協力するとともに、医師会・歯科医師会・薬剤師会の三師会とも連携し、体制強化に努めてまいります。

避難行動要支援者名簿につきましては、定期的に更新を行うなど、引き続き、地域の自主防災組織と連携した取組をすすめてまいりたいと考えております。

災害発生時における情報提供につきましては、市ホームページをスマートフォンで見やすく表示されるようにしているほか、災害時に必要な情報がまとめられた災害用トップページに切り替えられる機能を導入しています。引き続き、市ホームページの利便性向上に努めてまいります。

災害発生時における情報提供につきましては、市ホームページをスマートフォンで見やすく表示されるようにしているほか、災害時に必要な情報がまとめられた災害用トップページに切り替えられる機能を導入しています。引き続き、市ホームページの利便性向上に努めてまいります。

コロナ禍における新たな防災計画につきましては、国・府等の動向を注視し調査・研究してまいります。

<補強>

#### (5) 地震発生時における初期初動体制について

地震発生時においては、初期初動体制が極めて重要であるが、各自治体においては、有期・短時間・契約・派遣等で働く職員が多くを占めていることから、緊急時に十分な対応ができるよう人員体制を確保すること。また、震災発生においては交通機関が麻痺していることから、勤務地にこだわらず職員の自宅から最寄りの自治体に出勤し対応にあたる等、柔軟に対応できるよう日常的に自治体間の連携を行えるよう、近隣自治体に働きかけを行うこと。

#### 【回答】危機管理課

緊急時の人員体制の確保及び自治体間での職員シフトにつきましては、他市の対応等の情報収集に努めてまいります。

<補強>

#### (6) 地域防災対策の連携強化について

大規模災害発生時には、行政の対応にも限界がある。日常的に住民と行政が連携を密にし、災害発生時の対応について、自助・共助という視点のもと、自主防災組織や消防団・水防団の体制強化、防災ボランティアの登録制度の整備等、地域住民に協力いただくような地域防災対策を講じること。また、帰宅困難となった府民に対して、一時避難できる場所の確保を鉄道事業者、地域企業と日常的に連携を行うこと。

#### 【回答】危機管理課

危機管理課職員による防災講話を引き続き実施し、自助・共助をはじめとする地域の防災意識の醸成に努めてまいりたいと考えております。加えて、消防団につきましては、雨合羽やヘルメットなどの安全装備品を配備しており、引き続き、体制強化に努めてまいりたいと考えております。

次に、帰宅困難者対策につきましては、門真市民文化会館（ルミエールホール）を帰宅困難者一時滞在施設として確保しております。

## (7)集中豪雨等風水害の被害防止対策について (★)

<継続>

### ①災害危険箇所の見直し及び防災意識の向上と啓発について

予測不可能な風水害が頻繁に起こり、予想以上の被害が発生している。災害の未然防止のための斜面崩壊、堤防決壊等への対策が非常に重要であることから、すでに整備済みであっても、危険度が高いとみられる地域の未然防止の観点からも日頃の点検や対策を講じること。また、災害がより発生しやすい箇所を特定し、森林整備等の維持・管理を重点的に行うこと。加えて、住民の資産に影響を及ぼす可能性のある情報の提供について、地域の実情を踏まえ、慎重かつ確実に実施するとともに、必要に応じてハザードマップの見直し点検を行いながら、一層の周知・広報を行い、日頃の防災意識が高まるよう取り組むこと。

#### 【回答】危機管理課、道路公園課

本市における災害発生リスクといたしましては、土砂災害特別警戒区域及び、土砂災害警戒区域の指定は受けていないものの、河川の氾濫や浸水といった水害による被害については想定がなされており、門真市防災マップ・門真市洪水ハザードマップにより市民周知を行っております。

また、門真市防災マップ・門真市洪水ハザードマップの見直しにつきましては、必要に応じて行うとともに、市民周知につきましては、市ホームページの掲載や防災講話などの様々な機会を捉え、今後も、継続的に取り組んでまいりたいと考えております。

<継続>

### ②災害被害拡大の防止について

大型台風等大規模自然災害発生時における安全確保の観点から、事業活動を休止する基準の設定等必要な仕組みを整備するとともに、市民への制度の周知・理解促進を図ること。さらに災害発生時においては、市民に不安を与えないようコロナ対策を行った上での対応を行うこと。

#### 【回答】危機管理課

大型台風等大規模自然災害発生時における安全確保の観点から、事業活動を休止する基準の設定等につきましては、各施設管理者等が様々な検討を重ね、設定するものと考えております。

次に、災害発生時におけるコロナ対策につきましては、「避難所運営の支援マニュアル」に新型コロナウイルス感染症対応編を追加し、対応にあたることとしております。

<継続>

## (8)公共交通機関での暴力行為の防止とその対策について

鉄道係員に対する暴力行為の件数は、高止まりという状況であり、お客様トラブル事象やカスタマーハラスメントに分類されるような事象も数多くある。働く者の安全・安心の確保のためにも、公共交通の利用促進とともに、利用者側のマナーやモラルといった部分に対する理解促進を図ることから、事業者によるさまざまなキャンペーン等の取り組みも進められているが、行政として「公共交通の安全安心な利用」に向けた啓発活動の強化等の対策を講じること。また、駅構内や車内での巡回・監視等の防犯体制のさらなる強化を図るとともに、公共交通機関の事業者が独自で行う施策（防犯カメラの設置や警備員の配置等）への費用補助等の支援措置を早急に検討すること。

## 【回答】危機管理課

公共交通機関での暴力行為防止に向け、事業者・関係機関からの依頼に基づき、積極的に協力してまいりたいと考えております。

また、公共交通機関の事業者が独自で行う施策への費用補助等につきましては、先進事例等を参考に調査・研究してまいります。

<新規>

### (9) 交通弱者の支援強化に向けて

誰もが買い物ができ、医療・介護、各種行政サービス等が受けられるよう、地域の実態を調査し、その結果を踏まえて、移動手段の確立、移動販売や商業施設の開設・運営への支援等、必要な対策を推進すること。

#### 【回答】産業振興課、地域整備課

【地域整備課】移動手段の確立につきましては、市内交通不便地域解消を目的としたコミュニティバスを運行しておりますが、ルートやダイヤについては今後更なる充実が図られますよう調査研究してまいります。

【産業振興課】移動販売や商業施設の開設・運営支援につきましては、他自治体の先進事例等を踏まえ調査研究してまいります。

<新規>

### (10) 持続可能な水道事業の実現に向けて

持続可能な水道事業の実現のため、水道事業体における専門性を有する人材の確保・育成、技術継承および水道の基盤強化のための労働環境改善に向けた取り組みを行うこと。また、水道の基盤強化のための施策を検討する場合には、当該施策のメリットだけでなく、デメリットやリスクについても正しく地域住民に説明すること。加えて、民間事業者に水道施設運営権（コンセッション）を設定する場合であっても、当該民間事業者の透明性を確保し、受益者である住民の合意を得ることなく、安易に水質低下や水道料金の値上げを行うことのない仕組みを担保すること。

#### 【回答】経営総務課

人材育成については「門真市水道事業ビジョン」の基本施策において、専門人材の確保・育成、技術継承等を目的として、水道事業に必要な人材の確保に向けた「事業運営体制の強化」に努めております。引き続き、職員の技術の向上への支援を行ってまいります。

また、水道の基盤強化のための施策を検討する場合については、必要に応じた適切な情報開示に努めるとともに、水道施設運営権(コンセッション)を設定する場合については、メリット、デメリットを十分に調査検討し、状況に応じた適切な対応に努めてまいります。

## 7. 新型コロナウイルス感染症に関連する要請

### (1) 感染拡大防止に向けた対策強化について

#### ①医療提供体制の強化

再度の感染拡大に備えて、客観的根拠に基づく必要十分な検査・治療体制の確立、検査薬・マスク・消毒液・防護服など、治療に欠かせない物資の確保と供給体制の整備を

行うこと。特に、医療崩壊を起こさず適切な治療が行えるよう、発熱外来の整備を早急に行い、医療関連従事者への感染検査、病院受診時の感染リスク確認等の検査の拡大を行うこと。

**【回答】健康増進課**

本市といたしましては、府の基本的な対処方針に基づき、医療機関や社会福祉施設等へ必要な物資の配布等の協力を行うとともに、府が推進すべき地域医療体制の確保や感染拡大の抑制に関する対策について、適切に連携及び協力してまいります。

**②感染者受入れ体制の強化**

新型コロナウイルス感染者を受け入れる宿泊施設（ホテル等）では、従業員が感染者の対応に参加しなくても良いよう地方自治体が人員を配置するとともに、動線（ゾーニング・区分け）の確保の徹底をはかること。従業員が対応する場合は、労働者の健康管理と安全衛生管理を徹底するとともに、医療従事者と同様に防護服・マスク・手袋・消毒液などを支給すること。なお、使用した後は、利用者の不安を払拭（風評被害を防止）するためにも、自治体の負担により適切な清掃・消毒を実施すること。

**【回答】危機管理課、健康増進課**

新型コロナウイルス感染者を受け入れる宿泊施設の体制については、府が状況を鑑み逐次整備をしているものと認識しております。

府より本市への協力要請等があった場合には、協力について考えてまいります。

**③医療機関への経営支援**

新型コロナウイルス関連医療機関はもとより、それ以外の医療機関においても感染拡大を危惧することから、経営難に陥っている医療機関が増加している。これらの医療機関に対しての財政支援を検討するよう国・大阪府に対して働きかけること。

**【回答】健康増進課**

医療機関等に対する給付金等による支援策につきましては、府と連携し事業者向け支援策等をホームページ等で周知するとともに、必要に応じて国、府への要望等を行ってまいります。

**(2) 緊急事態宣言時にも継続が求められる事業の労働者保護について**

**①PCR検査の拡充**

新型コロナウイルスのPCR検査、抗原・抗体検査等について、新型インフルエンザ等対策特別措置法の特定接種の登録を活用するなど、優先順位を決めて、必要な労働者、希望する労働者が全員検査を受けられるよう体制を整えること。特に、感染リスクの高い対面での業務を行っている労働者に対して、マスクや消毒液など感染予防に最低限必要な物資を供給すること。また、感染防止を目的とした事業所の改装、必要資材の購入等への助成を行うこと。

**【回答】健康増進課**

特定の業種に対する新型コロナウイルスのPCR検査、抗原・抗体検査等の実施については、国、府の動向を注視し、実施に際して協力の要請があった場合については、本市が可能な範囲で協力してまいります。

また、感染予防に必要な物資の供給や対策に対する助成事業等の実施につきましては、

国、府と連携し協力していくとともに、要望等の把握も適宜行ってまいります。

## ②休業補償制度の確立

労働者が新型コロナウイルスに感染あるいは疑いのある症状が出たり、濃厚接触者となったり、家族が同様の事態になり看護のため仕事を休む場合に、助成の検討を行うこと。また、国民健康保険における傷病手当金の支給実施に向けて必要な法律改正を国に求めること。

### 【回答】産業振興課、健康保険課

新型コロナウイルスの影響を受けた労働者への助成につきましては、国・府施策の動向を踏まえ調査研究してまいります。

また、新型コロナウイルス感染症に感染した被用者（国民健康保険もしくは後期高齢者医療保険に加入されている方）に対する傷病手当金の支給については、国の基準に基づき、傷病手当金の支給に係る門真市国民健康保険条例等の改正のうえ、令和2年5月1日に公布を行い、同年1月1日に遡って適用しているところであります。

なお、傷病手当金については、ホームページ等に詳細を掲載しており、郵送での手続きも可能であることを周知しております。

## ③感染者への誹謗中傷や差別・パワハラ等の禁止の徹底

医療従事者はもとより、食料や生活必需品を扱う方や輸送を担う方などを含めて、ライフラインの維持に努め昼夜業務に励んでいる多くの方が、差別的な扱いを受け、誹謗中傷を受けるなどの事案が発生している。新型コロナウイルスの感染に脅威を感じながらも使命感により懸命な努力を続け、国民生活は維持されている。その現状について、府民に周知し、理解が得られるよう情報発信に努め、周知徹底すること。加えて、企業に対しては、パワーハラスメントに関して雇用管理上講ずべき措置等について定めた指針の周知を強化すること。

### 【回答】人権市民相談課、産業振興課

本市では「STOP！コロナ差別」と題したポスター及びチラシを一般用・児童用の2種類作成し、公共施設や市内小中学校、PTA協議会などに配布いたしました。また、「人権週間特集号」において、「STOP！コロナ差別」をテーマに掲載し全戸配布いたしております。

さらに、新型コロナウイルス感染症に関する人権への配慮について市長メッセージを市ホームページに掲載しております。

今後におきましてもコロナ差別をしない・させない・許さないという姿勢を示した取り組みを継続してまいりたいと考えております。

パワーハラスメントに関しましては、令和2年度に事業所のハラスメント対策担当者及び市職員、市民を対象とした基礎知識講座を開催し、職場におけるパワーハラスメント防止対策が事業主に義務付けられたことについても紹介しました。

企業に対しては、「パワーハラスメント防止の指針」等の遵守について、チラシやリーフレットを配架するなど周知に努めてまいります。また、コロナ禍の影響で中止となりましたが、「門真市企業人権推進連絡会」会員などを対象とした研修においてハラスメントをテーマに取り上げ、企業雇用管理上講ずべき措置等について定めた指針につきましても周知することを検討してまいりました。

今後におきましても、ハローワークなどと協力しながら当該指針の周知に努めてまい

ります。

#### ④保育・介護施設の事業継続

労働を継続するために必要な保育や介護の利用ができるよう措置をとること。また、幼児・児童にも感染が広がっている状況を踏まえ、保育を受ける子どもの数の抑制について、自治体が責任をもって対応を行うこと。加えて、保育所等の休園、児童の受け入れ縮小を行ったことに関して、土曜日保育や子育て支援に関わる諸補助事業等の履行が困難になった場合でも、公定価格や補助金を減額することなく、必要な緊急対策等を円滑に実施し得る新たな事業補助費を導入すること。

##### 【回答】高齢福祉課、保育幼稚園課

【高齢福祉課】働く介護者のため、要介護者及び介護者の家庭状況を踏まえた適切なケアマネジメントにより、必要なサービス利用ができるよう努めます。

【保育幼稚園課】緊急事態宣言下においても、就労等により保育を必要とする方への提供体制を継続するとともに、国や大阪府の補助金・交付金等を活用したマスク、アルコール消毒液、空気清浄機等の購入補助等、新型コロナウイルス感染症対策として必要な措置を実施する等、引き続き各保育施設において児童や職員が安全安心に過ごせるよう対応してまいります。

また、公定価格等の取扱いについては、国の通知等を踏まえ、適切に対応してまいります。

### (3)雇用維持と事業継続について

#### ①休業要請の根拠の明示

休業要請する場合は、要請事業について客観的な根拠に基づき決定し、該当する企業に明確に示すとともに、市民にわかりやすく周知すること。

##### 【回答】危機管理課

休業要請につきましては、新型コロナウイルス等感染症特別措置法に基づき、知事が協力要請することとなっております。協力要請がされた場合には、市ホームページなどを活用し、市民にわかりやすく周知することに努めてまいります。

#### ②労働者の雇用の維持・継続への支援

休業を要請する企業に対しては、従業員の雇いを維持するよう徹底した指導を行い、当該企業が利用できる政府、自治体の支援メニューの提示、手続きの代行等、支援を確実に受けられるようサポートすること。特に、営業時間の短縮を要請する場合は、営業時間短縮に伴い従業員の所得削減を招かないよう、休業手当等の支払い、雇用調整助成金の活用等の指導を徹底すること。

##### 【回答】産業振興課

国、大阪府が休業要請を行った企業等に対する雇用維持にかかる指導は現状では困難であると考えます。一方、企業が活用可能な雇用の維持・継続にかかる雇用調整助成金等の制度については、市ホームページやメールマガジンで情報発信を行っております。

#### ③中小企業支援の拡充

中小企業の事業継続に向けたワンストップ型相談窓口を設置し、周知するとともに、これを起点に事業継続を支援すること。特に、社会保険労務士の派遣などを含めて、雇

用調整助成金の申請手続きのサポートを行うこと。

**【回答】産業振興課**

平成24年10月より、市内中小企業の抱える悩みや相談を気軽に受け付け、課題解決に向けて総合的支援を行う「門真市中小企業サポートセンター」を設置しており、同所においても国・府が実施する各種給付金・支援金制度の周知並びに申請サポートを実施しております。

さらに、令和2年9月から国の制度を活用し、市役所産業振興課に中小企業診断士を終日配置することで、窓口機能の強化を図り、同様に各種給付金・支援金制度の申請支援を実施しております。

**④不利益を被った労働者への支援強化**

賃金の減少、または解雇された労働者に対して、就職、生活資金融資、給付金や助成制度、納税等に関する情報等、生活維持に向けた相談を受ける窓口を設置し、市民に対して周知すること。

**【回答】産業振興課、福祉政策課**

賃金の減少、または解雇され生活に困窮している方に対しては、門真市社会福祉協議会に設置している生活困窮者自立相談支援事業の窓口において相談を行っております。その中で、住居確保給付金の給付や生活福祉資金の貸付の申請を受け付け、また就労準備支援事業においては、早期就職に向けて求人情報の提供から定着支援まで手厚い支援を行っております。市民への周知につきましては、チラシやホームページ、広報誌への掲載を通して周知をしております。

また、所得が減少した個人事業主、フリーランスの方に対しては、産業振興課と中小企業サポートセンターにおいて、国が実施する持続化給付金や家賃支援給付金等の申請相談・支援を実施するとともに、同内容について市ホームページや市広報で周知しております。

**(4) エssenシャルワーカーへの感染防止の強化について**

**①社会インフラを支えるすべての方々への支援の充実**

社会インフラを支える道路、港湾、空港、上下水道や電気・ガス、医療、保育、消防・警察、行政サービスなどに従事するの方々への支援の充実を図ること。長時間労働の是正はもとより、安全確保の課題も重要となっている。感染を拡大させない観点からも、必要な感染予防措置を講じる際の費用負担などに関して、事業者への補助を行うなど、必要な支援について検討すること。

**【回答】危機管理課、産業振興課**

社会インフラを支える全ての方々への支援及び感染予防措置を講じる事業者への支援については国・府施策の動向を注視し調査研究してまいります。

**(5) 教育現場で働く方々の支援と子どもの感染拡大防止について**

**①新型コロナウイルス感染症対策のための必要備品の確保**

感染拡大防止の観点から、継続的に小学校、中学校、高等学校、支援学校等に備品・消耗品等の確保や業務遂行に必要な消毒薬、マスク等を確保すること。

**【回答】教育総務課**

市立小中学校においては、国の学校保健特別対策事業費補助金を活用し、各校それぞれ



れの実情に合わせた備品・消耗品等の購入を行っているところであります。

## ②学校の負担軽減

学校等の臨時休業（全国一斉、緊急事態宣言、延長）に伴う、修学旅行をはじめとする宿泊行事等のキャンセル料等の支援を行い、負担軽減を図ること。

### 【回答】学校教育課

今年度、新型コロナウイルス感染症の影響による、修学旅行をはじめとした宿泊行事等のキャンセル料につきましては、地方創生臨時交付金を活用して全額公費負担としたことで、学校及び保護者の負担軽減につなげてまいりました。

来年度につきましても、同様の状況が想定される際には、各種交付金の状況を注視し、学校及び保護者の負担軽減につなげられるよう検討してまいります。

## ③教員の負担軽減

教育現場の過重労働に対し、サポート教員や、スクールソーシャルワーカー、地域社会からのサポーターなど、具体的に教育現場で活動できる人材の配置を行うこと。また、市ごとに教育現場の対応の格差がでないよう、近隣自治体と連携をとるとともに、大阪府に対しても必要な措置を求めること。

### 【回答】学校教育課

現在、教職員の事務負担軽減を図るための学校サポートスタッフの配置を進めており、今般の新型コロナウイルス感染症対策のための消毒作業等の業務量増加に対応するために、学校サポートスタッフの全校配置を行っております。近隣自治体の配置等の状況について情報交換を行いながら、継続した配置を維持するために、市の負担軽減等の必要な措置について、府に対し引き続き要望してまいります。

## 1. 雇用・労働施策・ワーク・ライフ・バランス

### \*大阪就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム

「厚生労働省就職氷河期世代活躍支援プラン」に基づき、大阪府内の就職氷河期世代活躍支援策のとりまとめ、進捗管理等を統括することを目的として大阪府域の関連機関を構成員として設置されたもの。

### \*地域就労支援事業

各市町村が地域にある様々な支援機関と連携し、働く意欲がありながら雇用や就労を実現できない方々（中途退学者や卒業後も未就職にある若年者、障がい者、母子家庭の母親、中高年齢者等）を支援する事業。

### \*地域労働ネットワーク

行政・労働者団体・使用者団体等の機関・団体が連携して、地域の労働に係わる課題や問題を解決していくために、大阪府（労働環境課）が事務局となり府内7ブロックに「地域労働ネットワーク推進会議」を設置し、合同企業面接会や説明会、労働問題や勤労者健康管理、ワーク・ライフ・バランスの啓発セミナー等、幅広い労働関連事業を実施している。

### \*女性活躍推進法（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律）

「働きたい女性が活躍できる労働環境の整備を企業に義務付けることで、女性が働きやすい社会を実現すること」を目的として、10年間の時限立法として施行。2019年5月には改正法も成立。

### \*地方創生交付金事業

2016年度からの地方版総合戦略の本格的な推進に向け、地方創生の深化のための地方創生推進交付金を創設。地方版総合戦略に基づく、自治体の自主的・主体的で先導的な事業。期待される効果として、地方における安定した雇用創出、地方への新しいひとの流れ、まちの活性化の実現に寄与する。

### \*第3期大阪府がん対策推進計画

がん対策基本法第12条第1項に基づく都道府県計画であり、がん対策に関する大阪府の施策の方向を明らかにする行政計画のこと。第3期計画では2018（平成30）年度から2023年度までの6年間を計画期間し、急速に進む高齢化とともに、府民のがんり患者の増加が見込まれる中、がん患者や家族が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを送ることができるよう、府におけるがん患者への医療の提供等の現状と課題を把握し、その解決を図るための取り組みを社会全体で総合的かつ計画的に推進する。

## 2. 経済・産業施策・中小企業施策

### \*技能五輪全国大会・技能五輪国際大会

技能五輪全国大会は、青年技能者の技能レベルの日本一を競う技能競技大会である。目的は、次代を担う青年技能者に努力目標を与えるとともに、大会開催地域の若年者に優れた技能を身近にふれる機会を提供する等、技能の重要性、必要性をアピールし、技能尊重機運の醸成を図ることにおかれている。

全国大会の出場選手は、各都道府県職業能力開発協会等を通じて選抜された者（原則 23 才以下）とされており、国際大会が開催される前の年の大会は、国際大会への派遣選手選考会を兼ねている。

### \*BCP：Business Continuity Plan（事業継続計画）

企業が事業継続に取り組むうえで基本となる計画のこと。災害や事故等の予期せぬ出来事の発生により、限られた経営資源で最低限の事業活動を継続、ないし目標復旧時間以内に再開できるようにするために、事前に策定される行動計画。

### \*BCP策定大阪府スタイル

中小企業庁は、令和元年7月からBCP策定に至るまでの入口として、認定されると低利融資や税制優遇等の支援策が受けられる「事業継続力強化計画」（以下、「強化計画」という。）を創設し、大阪府では、事業継続のために最低限これだけは決めておくべき項目に絞り込んだ様式「超簡易版BCP『これだけは！』シート」（以下、「府シート」という。）を令和元年12月に公表した。この「府シート」の記入と「強化計画」の認定取得の両方を行うことを『BCP策定大阪府スタイル』と命名し、大阪府と近畿経済産業局が連携・推進することで、各ツールの利用者の増加を図り、府内中小企業者等のBCP策定率向上、災害対応力向上を図る。

### \*サプライチェーン

個々の企業の役割分担にかかわらず、原料の段階から製品やサービスが消費者の手に届くまでの全プロセスの繋がり。

### \*総合評価入札制度

「価格」のほかに「価格以外の要素（技術力）」を評価の対象に加えて、品質や施工方法等を総合的に評価し、技術と価格の両面から見て最も優れた案を提示したものを落札者として決定する方式。大阪府の本庁舎をはじめ府有施設における清掃等業務発注において、評価項目に障がい者や母子家庭の母の雇用等の視点を盛り込んだ総合評価入札制度を2003年度に全国初の取り組みとして導入した。

### \*公契約条例

地方自治体の条例の一つで、国や地方自治体の事業を受託した業者に雇用される労働者に対し、地方自治体が指定した賃金の支払いを確保させることを規定している。指定される賃金は、国の最低賃金法に基づいて規定される最低賃金よりも高く設定されており、ワーキングプアに配慮した内容になっている。2009年9月に千葉県野田市で初めて制定され、2010年2月に施行された。2010年12月に政令指定都市としては神奈川県川崎市で初めて制定された。2014年7月に都道府県としては奈良県で初めて制定された。

### \*中小企業振興基本条例

地方自治体が、地域の雇用や経済を支える中小企業の振興を行政運営の柱とし、地域活性化に取り組

むことを明確化するために策定される条例。

### **3. 福祉・医療・子育て支援**

#### **\*地域包括ケア**

可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援を一体的に提供すること。

#### **\*健活 10**

大阪府が推進する健康づくりのための取り組みで、健康寿命の延伸・健康格差の縮小を目標に、府民の健康づくりの一層の機運醸成をはかることを目的としている。

#### **\*大阪版健康マイレージ事業 “おおさか健活マイレージアスマイル”**

大阪府健康づくり支援プラットフォーム整備等事業における、府民向けサービスの名称。18歳以上の府内在住者が参加でき、専用スマートフォンアプリ「アスマイル」をダウンロードすることで、ウォーキングや特定健診の受診、健康イベント等に参加ができる。健康活動に対してポイントが付与され、さまざまな特典と交換ができる。

#### **\*地域包括支援センター**

介護・医療・保健・福祉等の側面から高齢者を支える「総合相談窓口」であり、各市町村が設置主体。専門知識を持った職員が、高齢者が住み慣れた地域で生活できるように介護サービスや介護予防サービス、保健福祉サービス、日常生活支援等の相談に応じる。介護保険の申請窓口も担っている。

#### **\*企業主導型保育（事業）**

2016年に内閣府が開始した助成制度で、企業が主に従業員向けに保育施設を整備するための事業。自治体の認可は必要ないため、認可外保育施設に位置づけられるが、基準を満たせば整備費の75%相当と運営費の助成が受けられる。

#### **\*子どもの学習・生活支援事業**

2015年4月からスタートした生活困窮者自立支援制度で、生活全般にわたる困難に対する相談に対応する中で、子どもの学習支援をはじめ、日常的な生活習慣、仲間と出会い活動ができる居場所づくり、進学に関する支援、高校進学者の中退防止に関する支援等、子どもと保護者の双方に必要な支援を行う。

#### **\*児童虐待防止法（児童虐待の防止等に関する法律）**

児童虐待の防止を目的として2000年に制定された法律。親権者らによる体罰禁止が明記されており、児童相談所の子どもの一時保護を担当する部署と、保護者の相談を受ける部署を分け、虐待事案への対応力を高めること等が盛り込まれている。

#### **\*オレンジリボン運動**

「オレンジリボン」は児童虐待防止運動のシンボルであり、児童虐待を根絶することをめざした運動。

#### **\*子育て世代包括支援センター**

妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して総合的相談支援を提供するワンストップ拠点。2016年6月2日に閣議決定された「ニッポン一億総活躍」等に基づいて、2020年度末までに全国展開をめざすこととされている。

## 4. 教育・人権・行財政改革施策

### \* LGBT

「Lesbian (レズビアン)」、「Gay (ゲイ)」、「Bisexual (バイセクシュアル)」、「Transgender (トランスジェンダー)」の頭文字をとった言葉で、セクシュアル・マイノリティ (性的少数者) の一部の人々を表す総称。

### \* SOGI (性的指向と性自認)

国連での国際人権法の議論で使用されたのが始まりで、Sexual Orientation and Gender Identity の頭文字をとった言葉。直訳すると「性的指向と性自認」。セクシュアル・マイノリティだけでなく、すべての人に関わる概念を指す言葉。

### \*大阪府パートナーシップ宣誓証明制度

性的マイノリティ当事者の方が、お互いを人生のパートナーとすることを宣誓された事実を、大阪府として公に証明する制度。

※府内では、大阪市、堺市、枚方市、交野市、大東市、富田林市において同様の制度が実施されている。(2020年7月1日時点)

## 5. 環境・食料・消費者施策

### \*3010運動

宴会時の食べ残しを減らすキャンペーン。乾杯後30分は席を立たずに料理を味わい、お開き10分前に自席に戻って料理を残さず食べようというもの。

### \*食品ロス削減推進法 (食品ロスの削減の推進に関する法律)

2019年5月24日成立、同5月31日に公布された法律。食品ロスの削減に関し、国、地方公共団体等の責務等を明らかにするとともに、基本方針の策定、その他食品ロスの削減に関する施策の基本となる事項を定めること等により、食品ロスの削減を総合的に推進することを目的としている。

### \*フードバンク

食品関連企業から品質に問題のない食料品を無償で譲り受け、「生活弱者」を支援する施設や団体に無償提供する。

### \*カスタマーハラスメント

従業員に対する暴言や土下座強要、ネットへの誹謗中傷の書き込み等、顧客による過剰で悪質なクレームや迷惑行為のこと。

## 6. 社会インフラ (住宅・交通・情報・防災) 施策

### \*避難行動要支援者

2013年6月に災害対策基本法が改正されてから使用されるようになった言葉。高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する人を「要配慮者」と言い、そのうち、災害発災時、又は災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な者で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要するものを「避難行動要支援者」と言う。

